

外観試験

試験項目		試験方法	合否の判定基準												
設置場所等		目視により確認する。	<p>a 点検に便利で、かつ、火災等の災害による被害を受けるおそれの少ない箇所に設けられていること。</p> <p>b 設置場所に対応して配電盤等の種別が、次のとおりとなっていること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設置位置</th> <th>配電盤等の種別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>不燃材料で造られた壁、柱、床及び天井（天井のない場合は屋根）で区画され、かつ、窓及び出入口に防火戸を設けた専用の室（以下「不燃専用室」という。）</td> <td>一種耐熱形配電盤等 二種耐熱形配電盤等 一般形配電盤等</td> </tr> <tr> <td>屋外又は主要構造部を耐火構造とした建築物の屋上（隣接する建築物等から3 m以上の距離を有する場合又は当該受電設備から3 m未満の範囲の隣接する建築物等の部分が不燃材料で造られ、かつ、当該建築物等の開口部に防火戸その他防火設備が設けられている場合に限る。）</td> <td>一種耐熱形配電盤等 二種耐熱形配電盤等 一般形配電盤等</td> </tr> <tr> <td>不燃材料で区画された変電設備室、機械室（火災の発生のおそれのある設備又は機器が設置されているものを除く。）、ポンプ室その他これらに類する室</td> <td>一種耐熱形配電盤等 二種耐熱形配電盤等</td> </tr> <tr> <td>耐火性能を有するパイプシャフト</td> <td>配電盤等</td> </tr> <tr> <td>上記以外の場所</td> <td>一種耐熱形配電盤等</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考1 一種耐熱形配電盤等とは、1種配電盤又は1種分電盤をいう。 2 二種耐熱形配電盤等とは、2種配電盤又は2種分電盤をいう。 3 一般形配電盤等とは、一般形配電盤又は一般形分電盤をいう。</p>	設置位置	配電盤等の種別	不燃材料で造られた壁、柱、床及び天井（天井のない場合は屋根）で区画され、かつ、窓及び出入口に防火戸を設けた専用の室（以下「不燃専用室」という。）	一種耐熱形配電盤等 二種耐熱形配電盤等 一般形配電盤等	屋外又は主要構造部を耐火構造とした建築物の屋上（隣接する建築物等から3 m以上の距離を有する場合又は当該受電設備から3 m未満の範囲の隣接する建築物等の部分が不燃材料で造られ、かつ、当該建築物等の開口部に防火戸その他防火設備が設けられている場合に限る。）	一種耐熱形配電盤等 二種耐熱形配電盤等 一般形配電盤等	不燃材料で区画された変電設備室、機械室（火災の発生のおそれのある設備又は機器が設置されているものを除く。）、ポンプ室その他これらに類する室	一種耐熱形配電盤等 二種耐熱形配電盤等	耐火性能を有するパイプシャフト	配電盤等	上記以外の場所	一種耐熱形配電盤等
設置位置	配電盤等の種別														
不燃材料で造られた壁、柱、床及び天井（天井のない場合は屋根）で区画され、かつ、窓及び出入口に防火戸を設けた専用の室（以下「不燃専用室」という。）	一種耐熱形配電盤等 二種耐熱形配電盤等 一般形配電盤等														
屋外又は主要構造部を耐火構造とした建築物の屋上（隣接する建築物等から3 m以上の距離を有する場合又は当該受電設備から3 m未満の範囲の隣接する建築物等の部分が不燃材料で造られ、かつ、当該建築物等の開口部に防火戸その他防火設備が設けられている場合に限る。）	一種耐熱形配電盤等 二種耐熱形配電盤等 一般形配電盤等														
不燃材料で区画された変電設備室、機械室（火災の発生のおそれのある設備又は機器が設置されているものを除く。）、ポンプ室その他これらに類する室	一種耐熱形配電盤等 二種耐熱形配電盤等														
耐火性能を有するパイプシャフト	配電盤等														
上記以外の場所	一種耐熱形配電盤等														
構造・性能		目視により確認する。	消防庁長官が定める基準に適合したものであること、又は消防庁長官が指定する指定認定機関の認定を受け、その表示が貼付されていること。												
保有距離		目視により確認する。	<p>配電盤等は、次表に掲げる数値以上の保有距離を有して設置されていること。 (単位: m以上)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">保有距離を確保しなければならぬ部分の種別</th> <th>操作面 (前面)</th> <th>点検面</th> <th rowspan="2">屋外・屋上で建築物等と相対する面</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> 一種耐熱形配電盤等 二種耐熱形配電盤等 一般形配電盤等 </td> <td> 1.0 (操作を行う面が相互に面する場合は1.2) </td> <td> 0.6 (点検に支障とならない部分についてはこの限りでない) </td> <td> 1.0 3.0 </td> </tr> </tbody> </table>	保有距離を確保しなければならぬ部分の種別	操作面 (前面)	点検面	屋外・屋上で建築物等と相対する面	一種耐熱形配電盤等 二種耐熱形配電盤等 一般形配電盤等	1.0 (操作を行う面が相互に面する場合は1.2)	0.6 (点検に支障とならない部分についてはこの限りでない)	1.0 3.0				
保有距離を確保しなければならぬ部分の種別	操作面 (前面)	点検面	屋外・屋上で建築物等と相対する面												
	一種耐熱形配電盤等 二種耐熱形配電盤等 一般形配電盤等	1.0 (操作を行う面が相互に面する場合は1.2)		0.6 (点検に支障とならない部分についてはこの限りでない)	1.0 3.0										
設置方法	分岐方法 結線・接続 表示 耐震措置 配電盤等の機器 配線	目視により確認する。	<p>供給方式及び供給電圧に応じ別図に示す方法により結線され、他の電気回路の開閉器又は遮断器によって遮断されないように施工されていること。</p> <p>配線、機器等は、確実に、かつ、緩みなく接続されていること。</p> <p>開閉器には、消防用設備等用である旨の表示があること。</p> <p>地震等により、変形、損傷等が生じないように措置されていること。</p> <p>1種配電盤等に収納する機器は1種耐熱形機器を、2種配電盤等に収納する機器は2種耐熱形機器を、それぞれ用いていること。一般形配電盤等に収納する機器は電気用品及び電気工作物に係る法令の規定に適合して設けられていること。</p>												

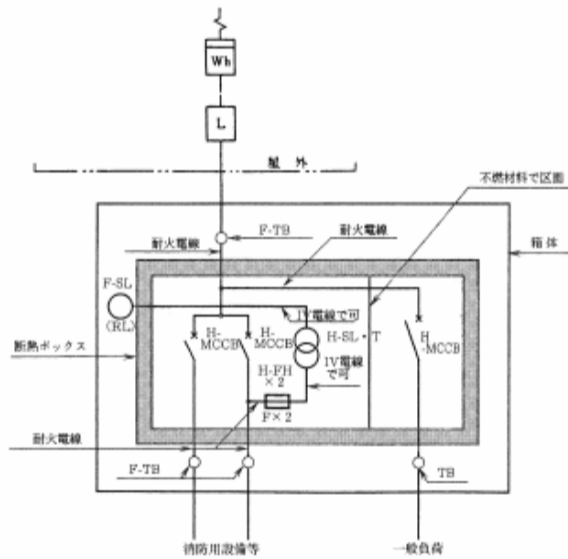


試験項目	試験方法	合否の判定基準																			
接地抵抗試験	接地極等の接地工事について、接地抵抗計で接地抵抗値を測定する。 なお、この試験は、他の法令に基づく試験と兼ねて行うことができる。	測定値は、次表の数値であること。 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区</th> <th colspan="2">分</th> <th rowspan="2">接地抵抗値</th> </tr> <tr> <th>電圧の種別による機器</th> <th>接地工事の種類</th> <th>接地線の太さ</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>300V以下のもの。ただし、直流電路及び150V以下の交流電路に設けるもので乾燥した場所に設けるものを除く。</td> <td>D種</td> <td>引張り強さ0.39kN以上の金属線又は直径1.6mm以上の軟銅線</td> <td></td> <td>100Ω以下 (注)</td> </tr> <tr> <td>300Vを超えるもの。</td> <td>C種</td> <td></td> <td></td> <td>10Ω以下 (注)</td> </tr> </tbody> </table> (注) 低圧電路において、当該電路に地絡を生じた場合に0.5秒以内に自動的に電路を遮断する装置を施設するときは、500Ω以下	区		分		接地抵抗値	電圧の種別による機器	接地工事の種類	接地線の太さ		300V以下のもの。ただし、直流電路及び150V以下の交流電路に設けるもので乾燥した場所に設けるものを除く。	D種	引張り強さ0.39kN以上の金属線又は直径1.6mm以上の軟銅線		100Ω以下 (注)	300Vを超えるもの。	C種			10Ω以下 (注)
区		分		接地抵抗値																	
電圧の種別による機器	接地工事の種類	接地線の太さ																			
300V以下のもの。ただし、直流電路及び150V以下の交流電路に設けるもので乾燥した場所に設けるものを除く。	D種	引張り強さ0.39kN以上の金属線又は直径1.6mm以上の軟銅線		100Ω以下 (注)																	
300Vを超えるもの。	C種			10Ω以下 (注)																	
※絶縁抵抗試験	配電盤等の各充電部相互並びに充電部と外箱間の絶縁抵抗値を絶縁抵抗計により測定する。 なお、この試験は、他の法令に基づく試験と兼ねて行うことができる。	測定値は、5MΩ以上であること。																			

備考 ※印の試験は、「配電盤及び分電盤の基準」(昭和56年消防庁告示第10号)に適合しているものとして、総務大臣又は消防庁長官が指定する指定認定機関の認定を受け、その表示が貼付されているものにあつては、省略することができる。

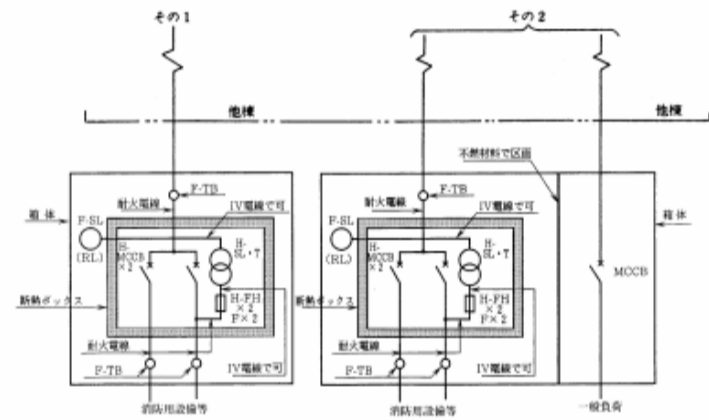
別図

別図 低圧で受電する非常電源専用受電設備の分岐方法
ア 電気事業者よりの受電点に使用する場合の例



(注1) 電気事業者と協議のうえ消防用設備の回路を、Lの電源側から分岐することもできる。
(注2) 略号の名称は、附表のとおりとする。(以下同じ。)

イ 他棟で受電している場合の引込みの例



略号	名称
F-TB	耐火形端子台
F-SL	耐火形表示灯
H-MCCB	耐熱形配線用遮断器
H-SL・T	耐熱形表示灯用変圧器
H-FH	耐熱形ヒューズホルダ
Wh	電力量計
TB	端子台
SL(RL)	表示灯(赤色)
MCCB	配線用遮断器
F	ヒューズ
L	電流制限器(電気事業者の供給区域によっては設置されない場合がある。)
[]	不燃専用室、耐熱配電盤等

